



災害に便乗した悪質商法に注意！

地震、大雨など災害時には、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。特に「火災保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」など、「保険金が使える」と勧誘する手口についての相談が寄せられています。災害に便乗した悪質な商法には十分注意してください。

- 事例1：先日の台風で雨どいが壊れ外壁もはがれた。「火災保険で修理できる」という業者が突然来訪し、保険請求手続の代行と住宅修理を依頼したが、やめたい。
- 事例2：屋根の無料点検後、そのまま放置すると雨漏りすると言われ、高額な契約をさせられた。



トラブルにあわないために！

- ①住宅修理等の契約を勧誘されても、その場では契約せず、複数の事業者から見積もりを取り、比較・検討しましょう。
- ②「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されても、保険の適用対象となるか分かりません。まずは、加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。
- ③契約後でも、クーリング・オフできる場合があります。
- ④不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断りましょう。頼んでもいないのに押しかけて来て、しつこく勧誘する事業者には特に注意してください。

著名人をかたる投資の勧誘トラブルが急増！

いったん振込んでしまうと、被害回復が困難！！

SNSをきっかけとして、著名人を名乗ったり、繋がりを示したりして投資を勧誘されたというトラブルが急増しています。著名人が投資のノウハウを教えるなどと勧誘し、投資名目で振込をしたものの、「追加費用を支払わないと出金できないと言われた」などといった被害が発生しています。

【事例 1】

有名経済評論家の投資相談に参加したところ、アシスタントを名乗る人に次々に投資を勧められ、総額1,000万円を振り込んだが出金できない。

【事例 2】

有名投資家がノウハウを発信すると謳っていたが、その有名投資家は関与しないものだったうえ、投資額を勝手に決められて違約金を請求された。

トラブルにあわないために！

(1) SNS上で勧誘を受けた場合は、まず疑ってみるようにしましょう

SNS上では消費者を信用させるために著名人の画像を無断で掲載しているものがあります。安易に信じるとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

(2) 振込先が個人名義の口座であれば振込は控えましょう

通常の株やFX取引で、個人名義の口座に入金させることはありません。指定された口座が個人名義の場合は詐欺です。絶対に振り込まないでください。

(3) 被害回復が難しいため、安易に投資資金を振り込むことは控えてください

相手と連絡が取れなくなるなど、被害を回復することが難しいため、SNS上で勧められる投資には、安易に振り込むことはやめましょう。

簡単に儲かる投資はありません。うまい話には気を付けましょう！

引き続き返金詐欺に注意！

「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って！

〇〇ペイ等のコード決済サービスを悪用して金銭を騙し取る手口に関する相談が寄せられています。「〇〇ペイで返金する」と言われたら詐欺を疑ってください。

【相談事例】

インターネット検索で見つけたサイトで洋服を注文した。支払いは電子マネーのみの対応だったため、コンビニで約7,000円の電子マネーを購入し、電子マネーの情報を相手に伝えることで支払った。後日、事業者より、「在庫がないので返金処理する」と連絡があり、返金手続きのため事業者のLINEアカウントを友だち登録した。「〇〇ペイで返金する」と言われ、送られたQRコードを読み取り、事業者に指示された通り返金コード『99980』と入力した。しかし、返金はされず、逆に自分から事業者に9万9980円を送金したことに気づいた。

ネット通販の商品代金を電子マネーで支払っているにもかかわらず、支払いに用いていないコード決済アプリで返金を行うのは極めて不自然です。相手方から、「〇〇ペイで返金します」と連絡が来た場合は、相手の指示には従わず、消費生活センターに相談しましょう。また、被害にあってしまった場合は、すぐにコード決済サービス事業者に申し出るとともに、警察に相談してください。

以下のようなサイトは、詐欺サイトである恐れがありますので、事前にチェックするようにしましょう。

- ① サイト内の日本語が正しく表記されていない。
- ② 市場では希少なものがこのサイトでは入手可能となっている。
- ③ ブランド、メーカー品で価格が通常より安い。
- ④ 支払方法が銀行振込みや電子マネーに限定されている。
振込先の銀行口座の名義が個人名である。
- ⑤ キャンセル、返品、返金のルールがどこにも記載されていない。
- ⑥ サイト上に事業者の名称、住所、電話番号が明確に表記されていない。

海外からの不審な電話に注意しましょう！

「+（プラス）」で始まる国際電話番号から電話やショートメッセージの着信があり、「未納料金がある」などと不安をあおって、個人情報聞き出そうとしたり、支払いを要求したりする、不審な電話が増えています。

【相談事例】

携帯電話に「+1」から始まる番号から着信があった。大手電話関連会社から「未納料金が発生している」と自動音声の電話があり、こちらからかけ直したが、繋がらなかった。料金はきちんと支払っている。このまま放置して大丈夫だろうか。



トラブルにあわないために

身に覚えのない国際電話からの着信は、詐欺の可能性があります。「+（プラス）」で始まる海外からの着信の場合、電話をかけ直すだけで高額な料金を請求されることがあります。海外からの身に覚えのない電話に出たり、かけ直したりしないようにしましょう。

海外との電話が不要な方は、発信・着信を無償で休止するサービスを利用することもできます。固定電話・ひかり電話であることなどの条件がありますので、詳細は国際電話不取扱受付センターにご相談ください。

国際電話不取扱受付センター

電話番号：0120-210-364（平日9時～17時）

商品やサービスの契約をしてトラブルになったら、お気軽にご相談ください。

三島市消費生活センター（市民生活相談センター内）

☎055-983-2621

三島市役所 本館1階（三島市北田町4-47）

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

※土曜日、日曜日、祝日は 消費者ホットライン 188（いやや）
消費者ホットラインからお近くの消費生活相談窓口につながります。

